

② 展示場使用における遵守事項

1. 装飾業者等

水道法、建築基準法、ガス事業法、消防法、その他関係法令を遵守して下さい。

使用者は、展示、装飾、実演について次の事項を遵守して下さい。

なお、装飾業者及び設備業者につきましては、当展示場と協議のうえ、業者の選定を行って下さい。

- ア. 展示物、装飾資材等の搬入、搬出及び装飾作業の開始と終了のときは、当展示場へ連絡して下さい。装飾業者及び設備業者は、(搬入、搬出とも)作業開始前に現場責任者を明記した作業員名簿を当展示場に提出して下さい。
- イ. 現場責任者は、当展示場備付けの責任者の腕章をつけて作業をして下さい。
現場責任者不在の場合、作業は認めません。
- ウ. 展示装飾等の作業員は、施工業者の作業員であることを示すバッジ、腕章そのほか明らかな表示をつけて下さい。
- エ. 展示、装飾に際し、床面、壁面、天井、扉、ガラス等への直接工作(釘うち、削り、テープ類の貼付け等)は、一切、お断りします。また、カーペットや壁面に直接、両面テープ等を使用することを禁止します(1階・2階はマジックテープは使用できますが、3階は使用できませんのでベニヤ板の素地養生をお願いします)。ただし、カーペットを汚損・き損する恐れのある場合は予めカーペットの養生を施してください(養生シートは各自持参してください)。もし、カーペットが汚損・き損した場合は、実費弁償、又は原状に復していただくこととなります。なお、展示場床面にクギ、ハリガネ等をばらまいたままで作業をしないで下さい。
- オ. 作業員のエスカレーターの使用は、釘やピン等の落下により故障の原因となりますので禁止いたします。搬入出時はエスカレーターを停止いたしますので階段をご利用下さい。
- カ. 搬入、搬出、開催期間中を問わず、装飾上の諸苦情を処理するため、装飾業者は、担当者を常駐させて下さい。
- キ. 展示装飾物はあらかじめ工作して持参し、当展示場内では組み立てる程度にしてください。展示場に特別の設備を施したときは、使用后、直ちに原形に復して下さい。
- ク. 搬入、搬出時における装飾資材等の運搬は、極力、防音に努め、資材で床面や、壁面にキズをつけることのないように作業をして下さい。また、運搬には、ゴム付き台車を必ず使用して下さい。
- ケ. 机、椅子などは、当展示場の備品をご利用下さい。備品は原状のまま使用し、変形使用しないようにして下さい。
- コ. 使用した備品は、必ず釘、針金等を抜き取り、原状に戻してから倉庫に整理整頓して返納して下さい。
- サ. 地下1階～3階の荷物用エレベーター前及び各階非常口・非常階段、附室、非常扉等の周辺に商品、空箱、廃材その他、避難の際の妨害となるものを放置することを禁止します。また、各階ロビーや扉周辺及び階段付近には、椅子、テーブル等を、

一切置かないようにして下さい（各階ロビーは消防署の指示により、原則として使用を禁止しています）。

ただし、催事の都合上やむを得ず入口付近等に受付・アーチ・案内看板等を設ける必要が生じた場合は

- ① 避難誘導上、支障がない範囲であること。
- ② ロビーにふさわしいディスプレイを行うこと。
- ③ 大理石や壁面に直接触れないよう原則として5cm以上離して施工すること。
- ④ やむを得ず間仕切りを必要とする場合は冷暖房の障害とならないよう高さは2.4m以内とすること。
- ⑤ 3階入口にアーチを設ける場合は、スプリンクラーの障害とならないよう高さは2.7m以内とすること。
- ⑥ 3階ロビー中央の防煙垂れ壁の高さは2.4mの位置にありますので、移動の際は特に注意すること。

以上の遵守を条件に使用を認めますので、事前に当展示場に詳細図を提出して許可を受けて下さい。

シ. 展示場内の分電盤、消火栓、消火器、排煙手動ボックス、非常口、吹出口、吸込口等は、盛花、植木、装飾資材等で塞がないようにして下さい。

当展示場では、非常出口灯の高さ制限から装飾用バックパネルの寸法を2.4m以内としています。これを越えて使用される場合は非常出口灯が塞がれますので、事前に承認を得た上「非常出口」標示板を別途取り付けてください。また、カーテン等の場合は防炎加工品を使用し、同様の処置を行ってください。

ス. 天井、壁面、アネモ、ガラリ、スプリンクラーヘッド類及び器具類等は、支持物として使用しないで下さい。

セ. スプリンクラーヘッドの消火・散水の障害にならないように展示装飾を行って下さい。

ソ. 荷物用エレベーターの天井、会場入口天井や倉庫内天井に設置しているスプリンクラーや煙感知器等は、作業中にパネル等で破損しないよう万全の注意をして下さい。また、展示場倉庫内部にはスプリンクラー制御盤等の設備が設けてありますので、壁面と展示装飾小間との間を原則として60cm離して施工して下さい。なお、壁面埋込型消火器及び排煙手動ボックスの前も商品や間仕切等で塞がないようにご注意下さい。

タ. 1階及び2階の天井は、システムグリッド天井になっております。グリッドを利用して機器等を吊り下げるときは、必ず、グリッドひっかけ金具を使用して下さい。(グリッド格子寸法は3,000mm×3,000mm)

チ. システムグリッド、バトン、フックなどに取り付けた針金は、必ず取りはずし、取り残しのないようにして下さい。また、天井システムグリッドより商品を吊る場合は養生が必要です。当展示場の許可を得て施工して下さい。

ツ. 3階の天井から看板等を吊り下げるときは、天井のバトンを使用して下さい。

テ. 3階「メーキャップ室」の使用については、「メーキャップ室使用願い」を提出し、

使用後の点検確認を励行して下さい。

- ト. ポスター類、その他テープなどで直接壁面にじか貼りをしないで下さい。
- ナ. 展示場の管理運営に支障を生ずる音響、振動、臭気、煙等を発するおそれがある場合は、その使用や設置を原則として認めません。但し、動物等の展示会のように臭気の長く残る展示会以外で、床の保護や、フードの設置などを条件に許可する場合がありますので、あらかじめ当展示場の承認を受けて下さい。
- ニ. 装飾資材等及び残材・ゴミ等はすべて使用者の責任で撤去して下さい。特に、これらのものを荷捌場、荷物用エレベーター前、各展示場控室内に放置することは、火災原因となりますので禁止します。なお、当展示場のゴミ置場を使用される場合は、当展示場の承諾を受けて下さい。
- ヌ. 寒水石、碎石、上芝、土苔、砂、その他展示場をき損、汚損するおそれのある装飾資材及び可燃物(発泡スチロール、セロハンパッキン、防災処理を施していない展示用布やベニヤ等)の使用は、原則として禁止します。
- ネ. 重量物や機械類の展示・実演には、床に養生用のコンパネを敷きつめる措置を施して下さい。
- ノ. 植木・鉢類は、床に水をこぼさないよう水を切って持参し、必ず、受け皿を設けて下さい。
- ハ. 法律で禁止されている行為、公序良俗に反する行為は禁止します。

2. 電気工事業者

- ア. 電気工事業者は、電気工事配線図、臨時電気使用機器数及び電気容量等の明細書を3部作成し、設営開始日の7日前までに当展示場の中央監視盤室に提出のうえ、承諾を受けて下さい。
- イ. 電気工事業者は、現場責任者を明記した作業員名簿を搬入・搬出の当日には必ず当展示場に提出して下さい。
- ウ. 当展示場において配線工事を行う者は、電気工事士の有資格者（資格書のコピー提出）、または、同等以上のものとします。
- エ. 工事に際しては、経済産業省令電気設備に関する技術基準を定める省令、(社)日本電気協会内線規程、消防法、その他関係法令を遵守して下さい。
- オ. 工事の現場責任者は、必ず工事の前に当展示場（中央監視盤室）に連絡して下さい。
- カ. 電気の送電は、メガ測定の完了後、当展示場（中央監視盤室）に依頼して下さい。また、工事の撤去後も同様に、当展示場（中央監視盤室）に届出下さい。
- キ. 臨時電気容量の算定方式は、電気機器の定格出力の合計を設備容量とし、設備容量を使用電力として計算して下さい。
- ク. 分電盤のブレーカーが切れた場合は、その原因を確認の上、当展示場（中央監視盤室）の指示を受けて下さい。
- ケ. 展示貸出し用分電盤は、撤去時に必ず電線の切り残しのないように処理し、扉は必ず施錠して完了して下さい。
- コ. 3階のブリッジやバトンの使用は当展示場へお申し込み下さい。また、3階の床ピ

ットよりの電線取出し用カバー鉄板は、当展示場備え付けの予備鉄板を使用願います。催事終了後は鉄板の穴を残すと危険ですので元の鉄板に復旧して下さい。また、ピットのゴミは必ず清掃しておいて下さい。

- サ. 3階ブリッジ部分のスポットライトは調光卓操作となり、ベース照明には含んでおりませんので、原則として点灯しません。
- シ. 1階及び2階の電気配線は、システムグリッドのライティングレールを使用していますが、臨時に配線される場合は、美観上たるみ部分のみえないよう、システムグリッドの上部に配線して下さい。
- ス. デジタル放送のユニット取出し口使用は、当展示場の指示を受けて下さい。
- セ. 次の場合は、電力の全部、または、一部の供給を停止します。
 - (ア) 届出や承諾なく電気機器を使用した場合。
 - (イ) 電気の送電を継続することにより、危険な事態の発生が予測される場合。
 - (ウ) 電気の使用がその周囲に危害、または、迷惑を及ぼす場合。
 - (エ) 承認使用電力を超えて使用した場合。
 - (オ) 深夜送電申請の届出なく深夜送電の申入れがあった場合。
 - (カ) その他、やむを得ない事情が発生した場合。
- ソ. 次に掲げるものは、原則としてその使用を禁止します。その使用が必要な場合は、別途、消防署の許可を受けて下さい。
 - (ア) 電熱器(電気コンロ)等の裸火。
 - (イ) 溶接器等火花を生ずる設備。
 - (ウ) ネオンサイン
 - (エ) スモークマシーン

3. 水道・ガス工事業者

- ア. 水道・ガス工事業者とも、配管図面を3部作成し、7日前までに当展示場（受付）にご提出下さい。
- イ. 水道・ガス工事業者とも、現場責任者を明記した作業員名簿を当展示場に提出して下さい。
- ウ. ガスの使用は都市ガスのみを承諾します。消防署の許可を受けた後、当展示場の承諾を得て施工して下さい。
- エ. 水道法、建築基準法、ガス事業法、消防法、その他関係法令を遵守して下さい。
- オ. 水道・ガスとも、使用料金は当展示場設置のメーターの検針によって算出します。
- カ. 排水は所定の場所に放流して下さい。排水管が人の立ち入る通路等の床面を横切る場合は、U字型鉄板等で覆って下さい。
- キ. 実演等で水道水を飲用に使用されるときは、使用前に配管内滞留の水を十分に抜き取る洗管作業を行って下さい。
- ク. ガス使用に際して、各ガスメーター室のガス遮断弁の開閉操作は、当展示場係員立合いの上、行って下さい。

4. 表具作業業者

水道法、建築基準法、ガス事業法、消防法、その他関係法令を遵守して下さい。

- ア. 表具作業業者は、現場責任者を明記した作業員名簿を当展示場に提出して下さい。
- イ. 表具作業に際しては、必ず養生シートを敷き、床面にノリや水をこぼすことのないように注意して下さい。また、壁、床、扉等にノリがつかないように注意して下さい。
- ウ. 展示台に表具を直接貼らないで下さい。必ず、捨てベニヤ等を施して下さい。
- エ. 現場責任者は、作業の完了後、必ず現場を確認し、表具作業の切り残しが床に付着していることなどのないよう注意して下さい。
- オ. 表具作業はCかD階段の附室を養生してご使用下さい。特に、附室と室内入口附近のカーペットが汚損しますので取合部分にはラバー付マット等で養生して作業して下さい。また、糊の付着したハケやモップ、バケツ等の洗浄は、必ず「B 1 休憩室」(地下1階)をご使用下さい。

5. 火気使用時

ア. 喫煙

展示場内は禁煙です。

イ. 火気の使用

展示場内での火気の使用は禁止します。

但し、食料品やその他の物品を展示実演するため火気を使用する必要があるとき、及び、火気を使用しなければ展示等の効果が得られないときは、消防署の許可を受けたものに限り使用することができます。

ウ. 危険物の持込み

プロパンガス、ガソリン、灯油、火薬等の持込みは禁止します。

エ. 消火器

消火器は必要単位を配置して下さい。

オ. 会場内の避難通路等

展示場内には避難口及び階段に直通する有効幅員が1.6m以上の主要避難通路を避難上有効に確保して下さい。

カ. 消火栓・排煙装置

展示小間、展示品等で消火栓及び排煙手動ボックス装置の使用を妨げないように必ず、60cm以上の通路（容易に操作できる通路）を確保して下さい。

キ. 使用期間中の管理

使用期間中は、警備担当者を配置して火災予防に努めるとともに、来場者や出展者が退場した後の火気や電気スイッチの確認を行って下さい。また、使用者側で自衛消防隊を編成し、火災予防、通報(119)、初期消火(消火器、消火栓の使用方法)、避難誘導について徹底した指導をしておいて下さい。